

(別紙)調査対象形態の定義

※調査基準日は、令和3年10月1日とする。(令和3年10月1日時点の進出形態を選択)

1 本邦企業の海外支店等

本邦企業の支店、駐在員事務所、出張所などの海外拠点であって、現地法人化されていないものを指す。

- 本邦企業が、経済協力の工事等で一時的に海外に事務所を設置した場合でも、調査時点で事務所を設置している場合は、本邦企業の海外支店等として集計する。
- 同一本邦企業が複数の支店等を有する場合には複数拠点として集計する。

2-1 本邦企業が100%出資した現地法人

2-2 本邦企業が100%出資した現地法人一支店等

本邦企業が100%出資し海外に設立した現地法人(子会社)及び右子会社が100%出資し海外に設立した現地法人(孫会社)並びにこれらの支店等を指す。ひ孫会社以下もこの基準を適用する。

- 同一本邦企業が複数の子会社、孫会社等及びその支店等を有する場合は、複数拠点として集計する。
孫会社以下が第3国に設立されている場合には、当該企業の所在地域を管轄する公館から報告すること。
- 本邦企業の商標等を利用して業を営む代理店又はフランチャイズ契約店等(例えば、自動車認定販売ディーラー、コンビニエンスストア等)及び店舗は対象に含めない。

3-1 合併企業(本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人)

3-2 合併企業(本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人)一支店等

本邦企業又は本邦企業が100%出資し海外に設立した現地法人が、外国企業との共同出資で設立した現地法人(合併企業)及び右子会社(孫会社以下同じ)並びにこれらの支店等を指す。

- 本邦企業と一定程度の関係を有する企業を対象とすることとし、本邦企業の出資比率が直接・間接を問わず10%以上の企業に限る。
- 本邦企業の商標等を利用して業を営む代理店又はフランチャイズ契約店等(例えば、自動車認定販売ディーラー、コンビニエンスストア等)及び店舗は含めない。
- 合併企業が設立された後、本邦企業が撤退し、外国資本のみで運営されている場合は除く。

4-1 日本人が海外に渡って興した企業(日本人の出資比率10%以上)

本邦企業とは関係なく、日本人が海外に渡って興した企業(現地法人)であって、日本人の出資比率が10%以上の企業及びこれらの支店等を指す。

- 海外で生まれた日本国籍所持者が興した企業についても含めることとする。
- 当該企業が設立された後、日本人が手を引き、外国資本のみで運営されている場合は含めない。
- 法人化されていないもの(例えば、露天店舗等)は含めない。